日 調 連 発 第 ８ ６ 号
平成２２年６月１０日

各土地家屋調査士会総務部長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会総務部長

戸籍法施行規則等の一部を改正する省令等の施行に伴う戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の取扱いについて（連絡）

標記の件につきましては、客月 31 日付け日調連発第 65 号にて通知されたところでありますが、一部の土地家屋調査士会から同通知について照会がありましたので、念のため下記のとおり連絡します。

記

１　戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の取扱いについて、同通知による変更はありません。

２　職務上請求書については、これまで同様、各土地家屋調査士会で定める規則等に基づき、厳正に取扱われるようお願いします。

なお、一部の自治体において、職務上請求書により戸籍謄本・住民票の写し等が交付された事実につき、本人に通知する取扱いを行っていることがありますこと、申し添えます。